

3

食育の推進目標

(1) 基本方針

行政、家庭、保育所・幼稚園・学校及び地域が支え合い、県民みんなが心身ともに健全で豊かな生活を送れるよう、食育を県民運動に広げていくため、第1次計画に引き続き、基本方針を次のとおり定めます。

県民みんなが学び、理解し、実践できる食育の推進

(2) 重視する視点

食育の取組や施策を推進する上で、次の4つの視点に着眼して取り組みます。

①生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進

食育は、子どもから高齢者まで、全世代を通して必要不可欠なものであることから、生涯にわたって間断なく食育を推進する「生涯食育社会」の構築が求められています。

特に、県外の大学・短大への進学率や高齢者単身世帯割合が高い本県においては、関係者が課題や目標を共有しながら、それぞれのライフステージに応じた間断ない食育を進めます。

②食を通じたコミュニケーションの強化

家族や友人で楽しく食事をとりながらコミュニケーションを図る「共食」は、食育の原点であり、特に子どもにとっては、基本的な食習慣の習得の場ともなります。

多様化するライフスタイルにも配慮しつつ、家庭をはじめとした様々な場面での食を通じたコミュニケーションの推進を図ります。

③県の農林水産物と地域の食文化に根ざした食育の推進

本県は、全国有数の生産量を誇る果樹や、多種多様な水産資源など、豊かな自然に恵まれた食材の宝庫であり、また、醤油や鰹節の発祥の地として伝統的な食文化や郷土料理が育まれてきました。

こうした本県の特徴を活かし、消費者と生産者の交流や体験活動、地産地消の推進や地域の食文化の継承等、和歌山ならではの「食」を実感できる食育を進めます。

④食の安全・安心に支えられた食育の推進

食の安全性の確保は、安心して食生活を送るための基本的な条件であり、健康の維持に欠かすことができません。

消費者である県民が、安全・安心な食生活を送るために自ら適切な判断を行えるよう、わかりやすい情報提供や、消費者、生産者、事業者等の関係者が意見交換を行うリスクコミュニケーションの一層の充実を図ります。

(3) 具体的な数値目標

食育推進の達成状況を客観的に把握・評価できるよう、主要な項目について、定量的な目標値を設定します。

①食育に関心を持っている県民の割合の増加

食育を県民運動として推進し、成果を上げるためには、県民一人ひとりが自ら実践を心がけることが必要です。そのためには、まずより多くの県民に食育に関心を持ってもらうことが欠かせないため、「食育に関心を持っている県民の割合の増加」を目標とします。

項目	現状値 (H21)	目標値(H29)	担当課室
食育に関心を持っている県民の割合	79.8%	90%以上	果樹園芸課

②家族や友人と一緒に楽しく食事をする県民の割合の増加

家族や友人などとコミュニケーションをとりながら食事をする「共食」は、望ましい食習慣を身に付けるとともに、食の楽しさを実感することで、精神的な豊かさをもたらすものと考えられます。そのため、家族形態の変化などに配慮しつつ、「家族や友人と一緒に楽しく食事をする県民の割合の増加」を目標とします。

項目	現状値 (H23)	目標値(H29)	担当課室
家族や友人と一緒に楽しく食事をする県民の割合	84.3%	90%以上	健康推進課

③朝食を欠食する県民の割合の減少

食生活上の大きな問題である朝食の欠食は、若い世代を中心に高い状況にあります。このため、望ましい食習慣の形成途上にある子どもでは、「子ども（小学生）の欠食率ゼロ」を目標とし、また、特に欠食率が高い若年男性では、「20歳代及び30歳代男性の欠食率の減少」を目標とします。

項目	現状値 (H23)	目標値(H29)	担当課室
子ども（小学生）の朝食欠食率	0.9%	0%	総務学事課 健康体育課

項目	現状値 (H23)	目標値(H29)	担当課室
20～30歳代男性の朝食欠食率	25% (20歳代 17% 30歳代 28%)	15%以下	健康推進課

④学校給食の実施率の増加

学校給食は、子どもたちの食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものですが、本県の学校給食の実施率は低い状況にあります。そのため、市町村とも十分連携し、学校における食育の一層の充実を目指して、「学校給食の実施率の増加」を目標とします。

項目	現状値 (H23)	目標値(H29)	担当課室
学校給食の実施率 (小学校)	94.8%	100%	健康体育課
学校給食の実施率 (中学校)	56.6%	80%	健康体育課

⑤学校給食における地場産物を使用する割合の増加

学校給食に地場産物を活用することは、子どもが食材を通して地域の自然や文化、産業等への理解を深めたり、生産等に携わる人々の苦勞に触れ、食に対する感謝の気持ちを育む上で重要です。そのため、「学校給食における地場産物を使用する割合の増加」を目標とします。

項目	現状値 (H23)	目標値(H29)	担当課室
学校給食における地場産物を使用する割合 (品目ベース)	30.2%	40%	果樹園芸課 健康体育課

⑥小・中学校における食に関する指導の全体計画の作成割合の増加

学校における食育は、子どもたちが食に関する知識や能力等を総合的に身に付けることができるように、各教科等における食に関する指導を計画的・継続的に進めていくことが重要です。そのためには、学校教育活動全体を通じて、学校長のリーダーシップのもとに、全教職員が共通理解の上で連携・協力して取り組むことが重要であることから、「県内全ての小・中学校における食に関する指導の全体計画の作成」を目標とします。

項目	現状値 (H23)	目標値(H29)	担当課室
小・中学校における食に関する指導の全体計画の作成割合	73%	100%	総務学事課 健康体育課

⑦栄養教諭の配置割合の増加

学校における食育を推進するためには、食に関する指導の中核的な役割を担い、教職員及び家庭・地域との連携・調整の要となる栄養教諭の配置が必要です。そのため、「栄養教諭の配置割合の増加 (各市町村に配置)」を目標とします。

項目	現状値 (H23)	目標値(H29)	担当課室
栄養教諭の配置割合 (各市町村)	43.3%	90%	健康体育課

⑧和歌山版「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている県民の割合の増加

県民が健全な食生活を実践するためには、自分にとって必要な食事の量を把握し、適切な食事をするのが重要であるため、「和歌山版「食事バランスガイド」等、様々な食事に関する指針*を参考に食生活を送る県民の割合の増加」を目標とします。

項目	現状値 (H23)	目標値(H29)	担当課室
和歌山版「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている県民の割合	72.5%	80%以上	果樹園芸課

*和歌山版「食事バランスガイド」、「食事バランスガイド」、「食生活指針」、「6つの基礎食品」、「3色分類」、「日本人の食事摂取基準」など、科学的根拠に基づいて国や県などが示した指針

⑨メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している県民の割合の増加

生活習慣病の有病者やその予備群とされている人では、内臓脂肪型肥満やこれに伴う高血糖、高血圧又は脂質異常を重複的に発症させる、メタボリックシンドロームの状態にある傾向がみられ、その改善を図る必要があることから、「メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防や改善のための適切な食事、定期的な運動、定期的な体重計測を継続的に実践している県民の割合の増加」を目標とします。

項目	現状値 (H23)	目標値(H29)	担当課室
メタボリックシンドロームの予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している県民の割合	65.9%	70%以上	健康推進課

⑩食育情報を提供する店舗の登録数の増加

食育の推進には、日常生活のあらゆる場面での啓発が必要であり、特に県民が普段利用する店舗等で情報を提供することで、食育への関心や理解が自然と深まることが期待できます。このため、「食育情報を提供する店舗の登録数の増加」を目標とします。

項目	現状値 (H23)	目標値(H29)	担当課室
食育情報を提供する店舗（和歌山食育応援店）の登録数	319店	400店以上	健康推進課
食育情報を提供する店舗（ふるさと和歌山食週間推進店舗）の登録数	77店	100店以上	果樹園芸課

⑪成人の1日あたりの野菜類の平均摂取量の増加

県民の成人における野菜摂取量は、「健康日本21」で望ましい量の目安とされている350gに達していないことから、「成人の1日あたりの野菜類の摂取量350g以上」を目標とします。

項目	現状値 (H23)	目標値(H29)	担当課室
成人の1日あたりの野菜類の摂取量	280.2g	350g以上	健康推進課

⑫1日あたりの果物類の平均摂取量の増加

県民の果物摂取量は、「食事バランスガイド」で示されている200gに達していないことから、「1日あたりの果物類の摂取量200g」を目標とします。

項目	現状値 (H23)	目標値(H29)	担当課室
1日あたりの果物類の摂取量	127.5g	200g	健康推進課

⑬食育の推進に関わるボランティアの数の増加

食育を県民運動として推進し、県民一人ひとりの食生活において実践してもらうためには、地域で生活に密着した活動に携わるボランティアの果たす役割が重要です。そのため、「食育の推進に関わるボランティアの数の増加」を目標とします。

項目	現状値 (H23)	目標値(H29)	担当課室
食育の推進に関わるボランティアの数	2,857人	3,000人以上	健康推進課 果樹園芸課

⑭食品の安全性の基礎的な知識を持っている県民の割合の増加

健全な食生活の実現のためには、食品に関するリスクなど安全性に関する情報を受け止め、適正に食品を選択する力を身につけることが必要です。このため、食品の安全な取り扱い方や食品の選び方など「食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている県民の割合の増加」を目標とします。

項目	現状値 (H21)	目標値(H29)	担当課室
食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている県民の割合	63.6%	80%以上	食品・生活衛生課

⑮食育推進に取り組んでいる市町村の割合の増加

県民運動として食育を推進していくためには、市町村においてもその取組が継続して進められることが必要です。食育基本法では、地方公共団体に対して、地域の特性を活かした施策についての計画を策定し、食育推進に取り組むよう求めています。このため、「全ての市町村で食育に関する計画を作成すること」と「全ての市町村で食育推進に取り組むこと」を目標とします。

項目	現状値 (H23)	目標値(H29)	担当課室
食育推進計画を作成している市町村の割合	23%	100%	果樹園芸課
食育推進に取り組んでいる市町村の割合*	100%	100%	果樹園芸課

*食育基本法第19条～25条に、地方公共団体が講ずるものとして掲げられた食育推進に関する基本的施策